

石狩湾新港港湾 B C P
(感染症編)

令和 7 年 7 月

石狩湾新港港湾 B C P 作業部会

目 次

	頁
1. 基本方針	1
2. 本BCPで対象とする感染症	1
3. 港湾機能の目標	2
4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階	3
5. 実施体制	4
6. 各流行段階において想定されるリスク	6
6-1. 貨物船編	6
6-2. 災害対応編	7
7. 対応計画	9
7-1. 貨物船編	9
7-1-1. 感染予防対策	9
7-1-2. 感染者等が発生した場合の対応	11
7-2. 災害対応編	12
7-2-1. 感染予防対策	12
7-2-2. 感染者等が発生した場合の対応(各流行段階共通)	13
8. マネジメント計画	14
8-1. 事前対策	14
8-1-1. 貨物船編	14
8-1-2. 災害対応編	14
8-2. 教育・訓練	15
8-3. BCPの見直し、改善	15

1. 基本方針

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ100%を海外からの輸入に依存し、またその貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として必要不可欠であるが、石狩湾新港についても石油製品や天然ガス、コンテナ貨物、バラ貨物等を取扱う北海道日本海側の物流拠点として社会経済活動の維持に重要な役割を担っている。

そうしたなか、ウィズコロナをはじめ感染症をめぐる状況の変化に適切に対応しつつ、感染拡大防止と経済活動の両立を図るべく、石狩湾新港においても、感染またはその疑いが発生した場合に、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、当該港湾の港湾機能を維持していくためにも働く人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにして危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、石狩湾新港港湾BCP(感染症編)(以下「本BCP」)を位置づけるものとする。

2. 本BCPで対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナウイルス」)を念頭に本BCPを策定することとする。

なお、本BCPは、飛沫感染や接触感染を経路とする新たな感染症にも準用する。

3. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQ¹⁾をはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー²⁾、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

本BCPは、感染症によって石狩湾新港の港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

図3-1-1に感染症BCPの概念図を示す。

自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することはなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本BCPに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって、石狩湾新港における感染拡大を的確に抑制していくこととする。

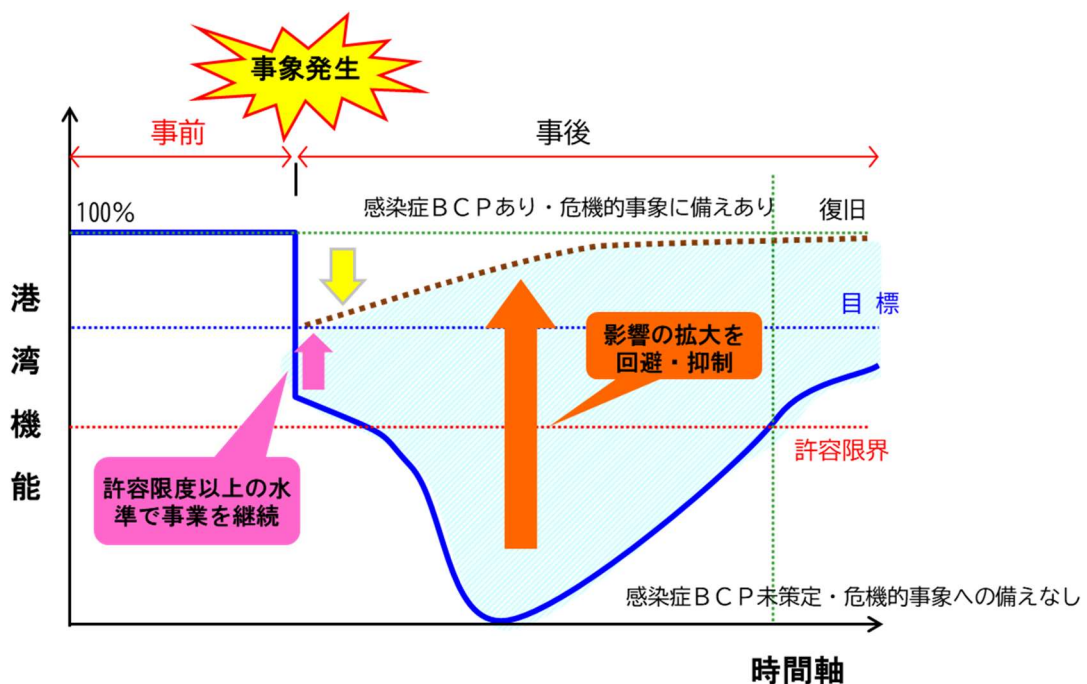


図3-1-1 港湾における感染症BCPの概念

¹⁾CIQ: 税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)の頭文字をとって呼ばれるもので、諸外国からヒト(人)やモノ(貨物・動物・植物)が入国する際に法令に基づき行われる必要な検査、審査の総称。

²⁾フォワーダー: 複数の運送業者と提携することで、荷主の商品を最適な手段で運ぶことを目的としている事業者をいう。

4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階(「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成29年版)」と同様に設定)を想定し、計画を策定する。

(1) 未発生期

新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。全国の主要な港湾において、防疫用資源(資器材)の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

(2) 海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等マスコミで取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

(3) 国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において感染症が発生することも想定した対応が必要となる。

(4) 国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

(5) 小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

5. 実施体制

「石狩湾新港港湾BCP(感染症編)」の実施体制については、すでに策定済みの石狩湾新港港湾BCP作業部会の枠組みを活用した体制とする。また、状況により石狩湾新港 水際・防災対策連絡会議（以下「水際・防災対策連絡会議」）との情報共有・連携が必要となる。

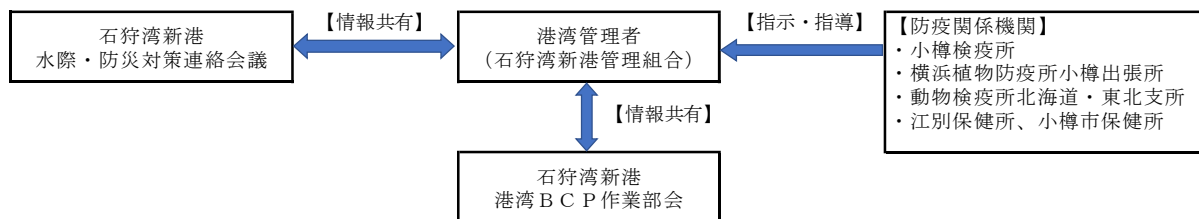
表 5-1-1 作業部会の構成

組 織 名	
官公庁	小樽海上保安部 交通課
	北海道開発局 小樽開発建設部 築港課
	函館税関 小樽税関支署 石狩出張所
	厚生労働省 小樽検疫所 検疫衛生課
	札幌出入国在留管理局 審査第一部門（小樽分室）
	北海道運輸局 海事振興部
	石狩市総務部危機管理課
	小樽市総務部災害対策室
関連団体	石狩湾漁業協同組合 石狩本所
	石狩開発(株)
建設関連	石狩市建設事業協会
	小樽建設事業協会
船社・港運等	石狩湾新港サービス(株) 業務部総務課
	ノーススタートランスポート(株)
	小樽水先区水先人会
	道央船主協会
	ナラサキスタックス(株) 苫小牧東港コンテナヤード
	日本通運(株)Eastカンパニー ロジスティクス第四部 小樽物流事業所 石狩湾新港営業課
	(株)栗林商会 札幌支社 石狩新港営業所
関連事業者	石狩湾新港倉庫事業協同組合
	北海道電力(株)石狩湾新港発電所
	北海道ガス(株)石狩 LNG 基地
	苫小牧埠頭(株)石狩ターミナル 営業グループ石狩営業課
	ENEOS グローブガスターミナル(株)石狩ガスターミナル
事務局	石狩湾新港管理組合

表 5-1-2 石狩湾新港 水際・防災対策連絡会議

所 属
石狩湾新港管理組合 総務部
北海道開発局 小樽開発建設部 築港課
北海道開発局 小樽開発建設部 小樽港湾事務所
小樽海上保安部
北海道札幌方面北警察署
北海道札幌方面小樽警察署
札幌出入国在留管理局
函館税関 小樽税関支署 石狩出張所
北海道運輸局 海上安全環境部
厚生労働省 小樽検疫所
農林水産省 横浜植物防疫所 札幌支所 小樽出張所
農林水産省 動物検疫所 北海道・東北支所
小樽市消防本部
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署
北海道石狩振興局 地域創生部
北海道後志総合振興局 地域創生部
小樽市 総合政策部 企画政策室
石狩市 企画政策部
石狩市 健康推進部
石狩湾新港振興会
石狩湾新港外貿貨物利用促進協議会
道央船主協会
苫小牧埠頭(株)オイルターミナル事業部 石狩ターミナル
全日本海員組合 北海道地方支部
北海道ガス(株) 石狩 LNG 基地
北海道石狩振興局 保健環境部 保健行政室 (江別保健所)
小樽市保健所
小樽市立病院
【事務局】
北海道開発局 小樽開発建設部 小樽港湾事務所

表 5-1-3 情報連絡体制



6. 各流行段階において想定されるリスク

6-1. 貨物船編

(1) 未発生期

- ①特記事項なし。

(2) 海外発生期

- ①外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ②港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク〈※(2)～(5)に跨るリスク〉
- ③外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※(2)～(4)に跨るリスク〉
- ④検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※(2)～(4)に跨るリスク〉

(3) 国内発生早期

- ①港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク〈※(3)～(4)に跨るリスク〉
- ②港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク〈※(3)～(4)に跨るリスク〉(特に緊急物資輸送時に留意)

(4) 国内感染期

- ①国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスクへの対応

(5) 小康期

- ①国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ②外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

6-2. 災害対応編

(1) 未発生期

- ①特記事項なし。

(2) 海外発生期

- 外国からの支援に起因する感染症リスク

- ①外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク

- 貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク

- ①石狩湾新港に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になるリスク（※(2)～(4)に跨るリスク）

(3) 国内発生早期

- 被災状況調査・TEC-FORCE³⁾等による支援に関するリスク

- ①被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE等による支援等が実施出来ないリスク

- ②被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク

- ③港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク

- ④TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク

- 港湾利用面に関するリスク

- ①災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

- 外国からの支援に起因する感染症リスク

- ①外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク

- ②被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

³⁾TEC-FORCE：国土交通省緊急災害対策派遣隊のこと。大規模な自然災害時に、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧などに取り組み、地方公共団体を支援する。

(4) 国内感染期

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ①被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ②被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ③港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク
- ④TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症がまん延させるリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ①災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面(緊急物資輸送拠点等)に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ①外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ②被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

(5) 小康期

- ①措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

7. 対応計画

7-1. 貨物船編

7-1-1. 感染予防対策

(1) 未発生期

- ①未発生期における感染症への備えは「8. マネジメント計画」を参照すること。

(2) 海外発生期

石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員は感染拡大予防に関する各種ガイドライン・通知等の再確認及びそれに基づく対策の実施を図るとともに、石狩湾新港管理組合は、国土交通省北海道開発局等や江別保健所、小樽市保健所、小樽検疫所等防疫関係機関（以下「防疫関係機関」）の指示、要請のもと、以下を実施する。

- ①石狩湾新港管理組合は、防疫関係機関との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、石狩湾新港港湾BCP作業部会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報共有を実施する。
- ②乗組員から又はそれら相互の接触によって、ターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、石狩湾新港管理組合は船社及びターミナル関係者等(以下「船社等」)に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請する。
- ③石狩湾新港管理組合は、船社等に対し、感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請し、あわせて、感染者等が判明した場合には、速やかな防疫関係機関への報告、石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員への情報提供を行う。
- ④石狩湾新港管理組合は、石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置き状況を把握する。

(3) 国内発生早期

石狩湾新港管理組合は、防疫関係機関等からの指示、要請により、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報について、石狩湾新港港湾BCP作業部会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化するとともに、以下を実施する。

- ①石狩湾新港管理組合は、船社等に対し、感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化と、感染者等が判明した場合には、速やかに防疫関係機関への報告、石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員への情報提供を要請する。
- ②石狩湾新港管理組合は、石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努め、相互融通のための調整を行う。

(4) 国内感染期

- ①石狩湾新港管理組合は、防疫関係機関等からの指示、要請により、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報について、石狩湾新港港湾BCP作業部会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。
- ②石狩湾新港管理組合は、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化と、感染者等が判明した場合には、速やかに防疫関係機関への報告、石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員への情報提供を要請する。
- ③石狩湾新港管理組合は、石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努め、相互融通のための調整を行う。
- ④石狩湾新港管理組合及び石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員は港湾業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、業務の継続性を維持できるよう、職員のローテーション勤務や職務の代替性等を講じる。

(5) 小康期

- ①感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、石狩湾新港管理組合は引き続き、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等を要請する。
- ②「(4) 国内感染期」までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、感染症BCPの修正を実施する。

表 7-1-1 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
検温やマスク着用等の所要の防疫措置			
→			
感染発生事例や予防・防疫措置の情報収集及び情報共有			
→			
感染予防に係るポスター掲示やアナウンス			感染予防に係るポスター掲示やアナウンス
→			
予防・防疫資器材の備え置き把握・他港との相互融通			
→			
		職員への感染に備えたローテーション勤務や職務の代替性等を実施	衛生用品等感染予防対策品の補充や対応の見直し、感染症BCPの修正
→			

7-1-2. 感染者等が発生した場合の対応(各流行段階共通)

船社等は職員や乗組員に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、防疫関係者等と対応を相談し、適宜他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・感染者等が乗船した船舶の入港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

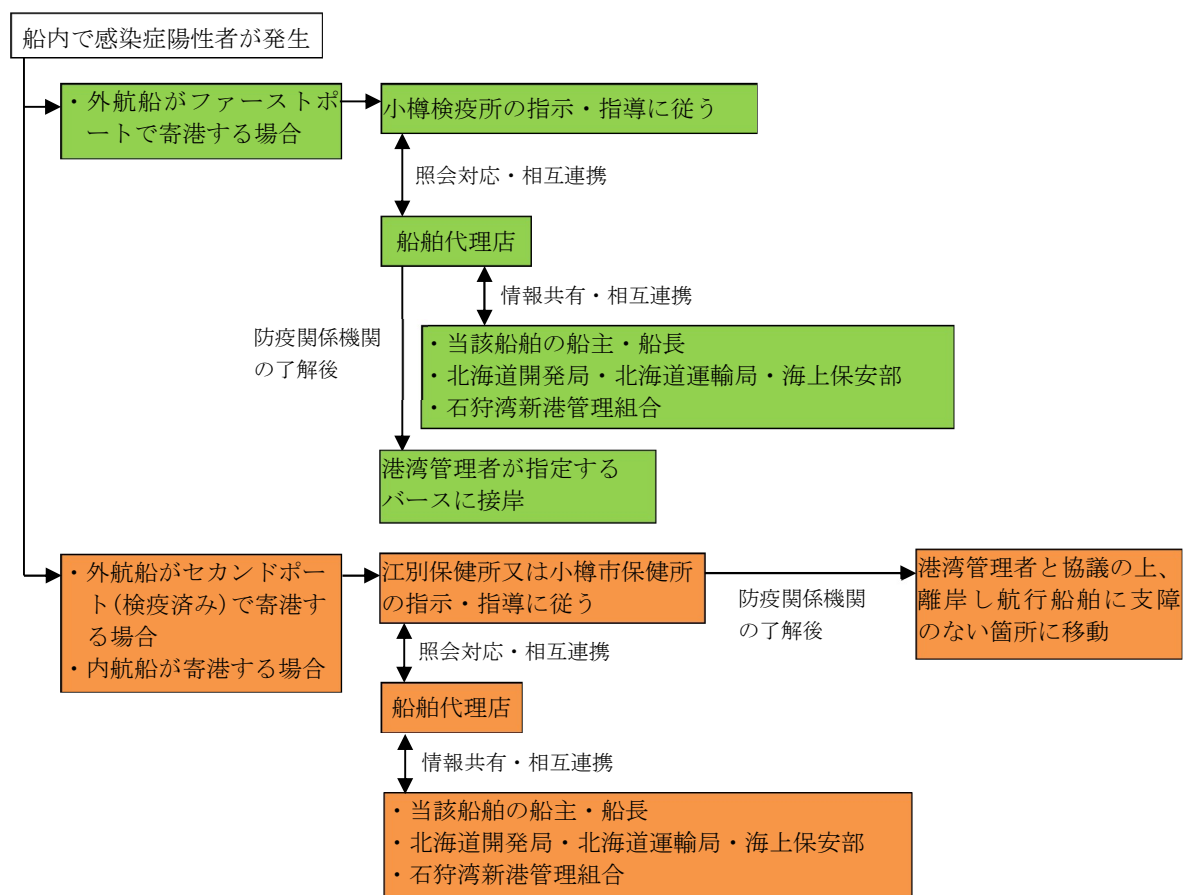


図 7-1-1 船内で感染症陽性者が発生した場合の対応フロー

7-2. 災害対応編

7-2-1. 感染予防対策

(1) 未発生期

①未発生期における感染症への備えは「8. マネジメント計画」を参照すること。

(2) 海外発生期

①災害対応を行う港湾関係者は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を行い、石狩湾新港管理組合及び北海道開発局は、支援船の着岸バース調整を行う。

(3) 国内発生早期

①災害対応を行う港湾関係者は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行い、石狩湾新港管理組合及び北海道開発局は、支援船の着岸バース調整を行う。

(4) 国内感染期

①災害対応を行う港湾関係者は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行い、石狩湾新港管理組合及び北海道開発局は、支援船の着岸バース調整を行う。

(5) 小康期

①国土交通省港湾局により、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂がなされた場合は、石狩湾新港管理組合は必要に応じ感染症BCPの修正を実施する。また、災害対応に従事する事業所等においては、感染予防対策用品の補充を実施する。

表 7-2-1 各流行段階における対応方策

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
災害対応従事者の感染対策			
災害対応従事者の検温			
支援船のバース調整			
	屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小		
			複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂による感染症BCPの修正

7-2-2. 感染者等が発生した場合の対応(各流行段階共通)

災害対応従事者等に感染者等が発生した場合、災害対応従事者の所属団体は、防疫関係機関及び石狩湾新港管理組合に連絡を行うとともに、石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員に対して適宜、必要に応じて情報共有を行う。あわせて、当該団体は、防疫関係機関等と対応を相談し、他の災害対応従事者等への感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・感染者等が乗船した船舶の入港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

8. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症BCPのマネジメント計画においては、感染症の発生・まん延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、対応計画、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

8-1. 事前対策

8-1-1. 貨物船編

- ①石狩湾新港管理組合は必要に応じて、石狩湾新港港湾BCP作業部会及び水際・防災対策連絡会議等の場を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。
- ②港湾、船舶、その他関係機関は、国内外における感染症発生の動向に常に注視するとともに、乗員が感染した場合に備え、必要に応じて、感染発生時の対応の検討を行うとともに、感染症対策や感染症の予防・防疫資器材の準備を行う。
- ③石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員は、海外感染期に入った時点で、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体的な対処行動を確認するとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならないようになった際の体制の確認を行う。

8-1-2. 災害対応編

石狩湾新港管理組合及び北海道開発局は、必要に応じて以下について事前に調整を行う。

- ①ホットラインの確認及び、感染症発生時における TEC-FORCE の派遣方針に関する認識の共有。
- ②感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
- ③関係業界団体と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾BCPを拡充。
- ④感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築(班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等)
※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ⑤感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ⑥被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討。
- ⑦複合災害(自然災害+感染症)を想定した防災訓練の実施及びPDCAによる実効性向上。
- ⑧防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保。
- ⑨災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となる公共施設やプレハブ等の確保に関する関係機関との調整。

8-2. 教育・訓練

石狩湾新港港湾BCP作業部会構成員は、必要に応じて感染症にかかる危機管理対応の確認や水際対策等の訓練に参加する。

8-3. BCPの見直し、改善

本BCPの実効性を向上させるため、PDCAサイクルの考え方に沿って、適宜、本BCPの見直し・改善を行う。また、本BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階において本BCPに基づいてとられた具体的な対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的に本BCPの修正を行うこととする。

なお、本BCPでは石狩湾新港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾(背後自治体)との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である北海道開発局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、本BCPは港湾における対応を中心に記載しているが、各流行段階において取られる石狩湾新港を利用する船舶の運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、本BCPに的確に反映していくこととする。